

アンケート調査に基づく情報モラル教育の分析

新ヶ江 登美夫¹⁾ 泊 羊子²⁾

Analysis of Information Ethics Education Based on Questionnaire Surveys

Tomio Shingae¹⁾ Yoko Tomari²⁾

(2016年11月25日受理)

1. はじめに

社会の情報化が急速に進展する中で、パソコン・携帯電話・スマートフォン・ゲーム機の普及によりインターネット上でのトラブルが発生し、情報モラル教育の重要性が増している。学校教育でも、このような問題を踏まえ「情報モラル」について指導を行っている。文部科学省は、「情報モラル」とは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のこととし、情報モラル教育は学校を挙げて体系的に取り組む必要があるとしている^[1]。

小学校から高等学校までの情報教育の中で情報モラルを学習しているので、大学でさらに情報モラル教育を行う必要はないと思われていた。しかし、近年、大学生のSNSでのトラブルや著作権や個人情報のトラブルなどが指摘されている。SNSや情報モラルの知識不足の問題もあるが、違法という認識がありながら故意に行っている場合もある。後者の情報モラル指導をどのように行うかが課題でもある。

中村学園大学・中村学園短期大学部では、情報モラル教育として、入学時のオリエンテーションで情報処理センター利用ガイドや学園マナーブックで個人情報・著作権・不正アクセス・SNSについて短時間であるが解説している。さらに中村学園大学教育学部では小学校教諭を目指す学生の情報関係の授業で詳細に情報モラルを解説している。

本稿においては、情報モラルに関するトラブルや文部科学省の情報モラル教育について述べている。さらに今後の大学での情報モラル教育に生かすために、中村学園大学教育学部の二年次生を対象に情報モラルに関するアンケート調査を行ったので報告する。

2. 情報モラルについて

(1) 情報モラルに関するトラブル

インターネット上での情報モラルに関する問題点やトラブルについて下記に示す。

(ア) 不愉快な書き込み

- ・短文のメールでのやり取りのために行き違いが生じ、不愉快に受け取ることもある。
- ・学校裏サイトにより誹謗中傷やわいせつ表現、暴力表現の書き込みがある。
- ・誹謗中傷からネットいじめに発展することもある。

(イ) ネットいじめ

- ・加害者が特定しにくいという問題点がある。

(ウ) ネット依存

- ・ゲーム依存やスマホによるメール依存もある。

(エ) デマ情報やチェーンメール

- ・災害時でもデマ情報が流された。

(オ) 個人情報

- ・IDやパスワードの管理が重要であり、貸し借りをを行う問題がある。
- ・スマホの写真から位置情報等の個人情報を知識不足で自ら流出する。
- ・リベンジポルノで個人情報を元交際相手が流出させている。
- ・不正アクセスから個人情報が流出することがあり、不正アクセスを回避するために、ウイルス対策ソフトの活用も重要である。

(カ) 著作権

- ・レポートのコピペの問題がある。
- ・市販のゲームソフト、漫画、音楽を違法配信して逮捕された大学生もいる。
- ・2010年1月の著作権法改正の施行により、違法配信

であることを知りながら著作物をダウンロードする行為が著作権法違反となり、さらに2012年10月の著作権法改正の施行により、刑罰が科せられるようになった。これらのことを認知させることも重要である。

(キ) ワンクリック詐欺

- ・クリックするだけで不正請求が行われる。

(ク) 出会い系サイトやコミュニティサイト

- ・出会い系サイト等による児童の被害がある。

警察庁の広報資料^[2]による、平成27年での出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数を図1に示す。小学生以下の被害者もいることが分かる。さらに、この資料の中で、被害児童のフィルタリングの利用状況は、フィルタリングの有無が判明した764人中94.8%が利用なしと指摘されている。

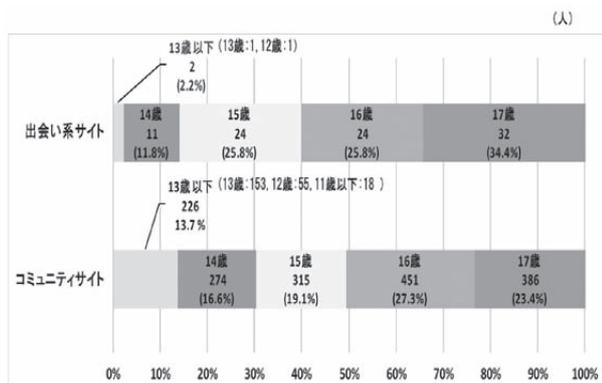


図1. 出典：警察庁広報資料「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」【年齢別の被害児童数及び割合】，2016。

(ケ) 有害情報

- ・公序良俗に反する情報の発信や受信がある。
- ・アルバイト先で営業妨害となる違法発信がある。

(2) 情報モラル教育

情報モラルに関するトラブルを回避するためにも情報モラル教育は重要である。小学校からの情報モラル教育に関して、文部科学省は児童生徒自ら考える活動を重視している。

学習指導要領解説総則編より下記に抜粋する^[1]。

「(1) 小学校

情報発信による他人や社会への影響，ネットワーク

上のルールやマナーを守るこの意味，情報には自他の権利があること，情報には誤ったものや危険なものがあること，健康を害するような行動などについて考えさせる学習活動

(2) 中学校

ネットワークを利用する上での責任，基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題，知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さ，トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法，基礎的な情報セキュリティ対策，健康を害するような行動などについて考えさせる学習活動

(3) 高等学校

ネットワークを利用する上での責任，ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響，知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動，トラブルに遭遇したときの様々な解決方法，基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策，健康を害するような行動について考えさせる学習活動など」

さらに中学校は小学校段階の基礎の上に，高等学校は中学校段階の基礎の上に情報モラルを身につけさせることが必要であるとしている。しかし，残念ながら高等学校までの授業で情報モラルの授業が段階的に推進されていないのが現状であると思われる。

内閣府によるインターネットの利用内容の調査結果(表1)より，中学校からコミュニケーションのツールとしてインターネットを利用する人が急激に増加していることが分かる。これは，スマートフォンの所有・利用率(小学生23.7%，中学生45.8%，高校生93.6%)の影響が大きいものと思われる^[3]。したがって，中学校段階でスマートフォンでのSNS利用の増大を考えると，小学校段階での情報モラル教育は重要である。

3. アンケート集計結果と分析

(1) アンケート内容と調査対象者

大学での情報教育について検討するため，中村学園大学教育学部(旧：人間発達学部)の学生を対象として，コンピュータリテラシー教育及び情報モラルに関するアンケート調査を行った。アンケート調査は，2005年度より継続して行っているが，今回の調査では，大学二年次生を対象に行った。調査内容は，大学入学前を含むコンピュータリテラシー教育・パソコン所有状況・SNS加入

[2] 警察庁：広報資料「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」，2016。
https://www.npa.go.jp/cyber/statics/h27/h27_community.pdf

[3] 内閣府：「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)」，2016。
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h27/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>

表 1. 出典：「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）」青少年のインターネットの利用内容（平成27年度）（平成28年2月内閣府）

		コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	その他
いずれかの機器	総数 (n=2743)	65.1%	26.2%	61.8%	26.6%	59.5%	71.3%	12.6%	73.0%	12.3%	5.1%
	小 (n=850)	30.6%	7.4%	42.5%	5.2%	24.2%	56.8%	5.5%	75.1%	3.7%	7.4%
	中 (n=1083)	62.9%	23.8%	60.3%	19.7%	60.2%	70.5%	10.9%	71.1%	7.7%	4.2%
	高 (n=995)	89.9%	40.9%	76.2%	47.8%	81.7%	81.5%	19.3%	73.9%	22.9%	4.8%
スマートフォン	総数 (n=1589)	83.4%	33.1%	65.2%	38.3%	69.9%	74.1%	15.5%	72.3%	14.8%	1.6%
	小 (n=155)	43.9%	9.7%	42.6%	6.5%	31.0%	53.5%	5.2%	72.9%	3.2%	1.3%
	中 (n=507)	80.3%	28.2%	58.8%	29.0%	63.5%	71.2%	13.0%	73.2%	6.7%	1.4%
	高 (n=914)	92.0%	39.6%	72.6%	48.5%	80.0%	79.1%	18.8%	71.8%	21.1%	1.8%

(注) 「いずれかの機器」については、青少年に対して調査した15機器（スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機等）のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年、「スマートフォン」については、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

状況等に、今回より情報モラルに関する設問を追加している。

入学年度ごとの回答人数を表2に示す。人数にばらつきがあるのは、新ヶ江の担当授業のみでアンケートを調査したためである。なお人間発達学部には幼児発達学専攻と児童発達学専攻があったが、調査対象の学生は、主に小学校教諭を目指す人間発達学部児童発達学専攻のみである。我々は、2014年度までのアンケート調査結果を報告したが^[4]、本稿では2015年度までの情報モラルに関するアンケート調査結果を報告する。

表 2. アンケート回答人数

学部	人間発達学部（児童発達学専攻）						教育学部					
	入学年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
回答人数	52	104	104	127	119	126	267	135	83	158	126	
入学者数	59	105	104	128	122	126	271	240	240	248	251	

(2) パソコン及びスマートフォンの所有率の推移

入学前のパソコンの自宅所有率と学生個人の所有率の推移を図2に示す。パソコンの自宅所有率は2005年度以降、常に90%前後と高い値を示しているが、個人所有率は2011年度から2014年度までスマートフォンの普及に伴い減少傾向であった。しかし、2015年度は25.4%に増加している。

また、入学前のスマートフォンの所有率は、2014年度は95.6%、2015年度は90.5%であった。今回の調査に

おいて、入学前にパソコン（自宅・個人所有）、スマートフォンのいずれも所有していなかった学生は一人もおらず、何らかの方法でインターネット上の情報を受信・発信できる状況にあったといえる。

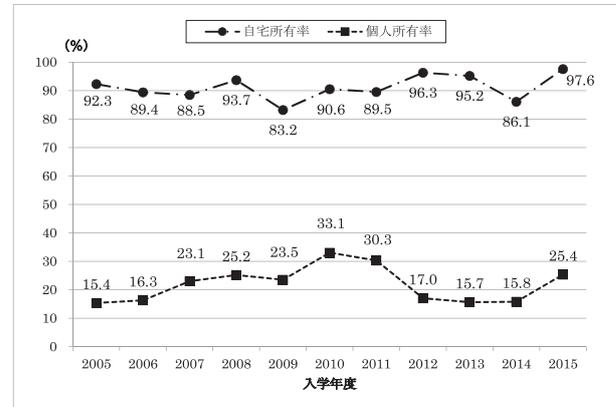


図 2. パソコンの所有率の推移（入学前）

(3) 携帯電話・スマートフォンの利用状況と情報モラル教育

携帯電話またはスマートフォンの利用状況について、現在の1日の平均利用時間を図3、最も多く利用しているものを図4に示す。携帯電話・スマートフォンの1日の平均利用時間は、1時間以上3時間未満が最も多いが、3時間以上使用している学生が、56.0%に上り、7時間以上使用している学生も8.0%いる。その中で、最も利用されているのが SNS である。SNS 加入率は100.0%であり、種類は LINE (98.4%) が最も多く、次に Twitter (80.2%) となっている。2012年度の調査では46.7%であったホームページ（ブログ）開設率も今回の調査では4.0%に減少していることから、学生のインターネット上のコミュニケーションツールは、パソコンによるホームページ（ブログ）からスマートフォンによる SNS に移行したことがうかがえる。

次に携帯電話・スマートフォンを最初に所持した時期と家庭でのルール（小学生時期）の有無を図5に示す。小学生で携帯電話・スマートフォンを所持していた学生は、15.3%であるが、その中で「携帯電話・スマートフォンの利用に関する家庭でのルールはありましたか」という設問に対し「無かった」と回答した学生が半数以上（52.6%）になっている。

さらに、小学校から高等学校までの情報モラル教育の学習状況（図6）をみると、小学校で情報モラルについて学習していない学生が19.0%おり、家庭のルールもなく情報モラル教育も受けていない状態で携帯電話・スマートフォンを所持している状況が起こりうることにな

[4] 新ヶ江登美夫, 泊羊子: 大学におけるコンピュータリテラシー教育, 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 第48号, 247-253, 2016.

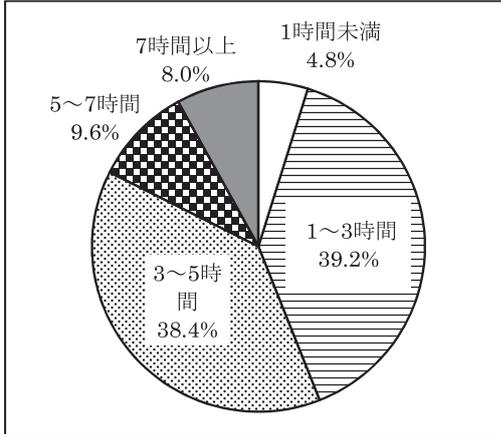


図3. 1日の平均利用時間 (現在)

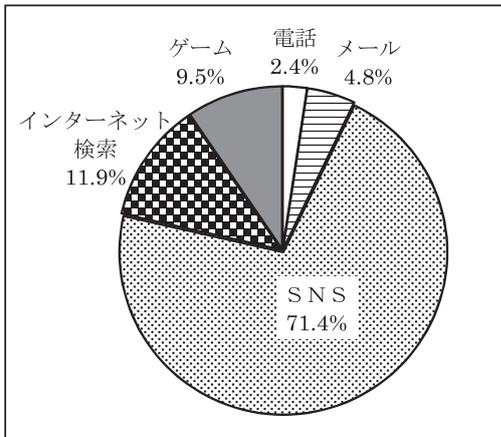


図4. 最も多く利用しているもの (現在)

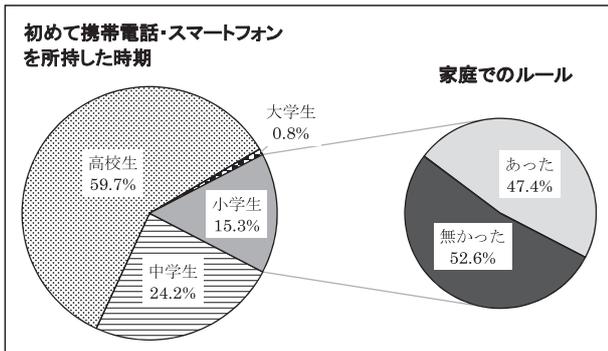


図5. 初めて携帯電話・スマートフォンを所持した時期と家庭でのルール (小学生時期) の有無

る。今回の調査では、10.5%がこの状況に該当していた。しかも、小学校から大学まで1度も情報モラル教育を受けていないと回答した学生が4.0%いることがわかった。

また、大学入学時のオリエンテーションで情報モラル教育を行っているにもかかわらず、大学で情報モラル教育を受けたことがないと回答する学生も19.0%いることから、現在の情報モラル教育では学生の記憶に充分定着していないことがわかる。インターネット上のコミュニ

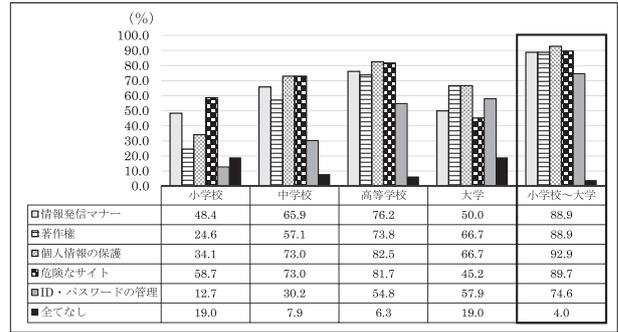


図6. 情報モラル教育の学習状況

ケーションツールが短期間で変わっていく状況を鑑みても、大学において最新の情報モラル教育を継続して行っていく必要があるのではないと思われる。

(4) インターネット上のトラブル経験

過去に起こったインターネット上のトラブル経験を図7に示す。小学校から大学までトラブルを経験したことがないと回答した学生が76.2%であり、23.8%が何らかのトラブルを経験している。最も多いトラブルは、「書き込みによって不愉快な気持ちになった又は相手を不愉快にさせた (不愉快な書き込み)」(14.3%)であり、次に「身近でインターネット上のいじめがあった (ネットいじめ)」(9.5%)が多くなっている。どちらも中学校・高等学校で高い割合を示しているが、わずかながら小学校で経験している学生もいる。内閣府の調査^[3]によると、平成27年度における小学生のスマートフォン利用率は23.7%であり、平成26年度の17.1%より上昇している。今後さらに上昇することが予想されることから、小学校における情報モラル教育は益々重要となるであろう。また、小学校教諭を志す学生が在籍する教育学部においては、情報モラル教育を受講するのみならず、小学校の教育現場において情報モラル教育が適切に指導できる学生の育成が重要である。

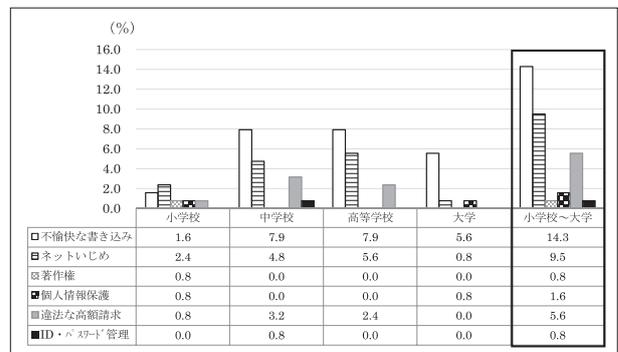


図7. インターネット上のトラブル経験率

4. まとめ

スマートフォン等の普及によりインターネット上のコミュニケーションの利用が増大し、トラブルも多種多様で社会的にも問題になっている。今回の本学部の二年次生の調査結果では、小学生で携帯電話・スマートフォンを所持していた学生が15.3%もあったにもかかわらず、情報モラル教育の授業がなかったと回答している学生が19.0%いる。小学校から大学までに何らかのトラブルを経験している学生が23.8%おり、情報モラル教育の充実が必要である。

情報モラル教育では、知識不足から発生する問題がある。これらは情報モラル教育で知識を教える必要があるが、事例のアニメやドラマ仕立てのビデオを見せることで緊張感を持ちながら学習することも必要と思われる。違法な行為と認識しながら故意に違法行為を行う愉快犯や故意犯等の問題は、違法な行為を行った結果、どのような罰が科されるのかを新聞報道等の具体的な事例で知らせることも有効と思われる。

著作権法第35条^[5]で、学校その他の教育機関において教員を担任する者及び授業を受ける者は、必要と認められる限度において著作物の複製を授業でのみ許される場合があるが、この認識が不十分な教員や児童生徒は、授業以外においては違法であることを違法とは認識せずに行ってしまう可能性がある。この知識を教えることも情報モラル教育に加えるべきである。

今回の調査結果の分析をもとに、大学での情報モラル教育の改善、小学校の教育現場において情報モラル教育が適切に指導できる学生の育成に生かしたい。

[5] 総務省行政管理局：電子政府の総合窓口（e-Gov）「著作権法」、2016.
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>